

福島県企業局指名競争入札心得

(目的)

第1条 福島県企業局が発注する測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、指名通知書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第3条 開札は、指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

(落札者の決定)

第4条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

(見積内訳書の提出)

第5条 入札参加者は、入札事務を所掌する課長又は公所長（以下「入札執行者」という。）が求めた場合は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(入札書の無効等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 鉛筆書きによる入札書
- (3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (5) 日付がない又は通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- (6) 委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所のいずれかが記載されていない入札書
- (7) 委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所のいずれかが指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (8) 入札執行者が求めているにも関わらず見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (9) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が、入札金額が1千万円以下であるときは千円未満、入札金額が1千万円を超えるときは入札金額の1万分の1未満である場合を除く。）入札書
- (10) 工事施工上不可欠な要素の積算漏れ、根拠の不明な値引きの記載、積算の内訳となる数量・単価が記載されていないなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
- (11) 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
- (12) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書
- (13) 郵便により提出された入札書
- (14) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書

(15) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した入札書

(16) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書

(17) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

3 入札金額が最低制限価格を下回る入札書は、失格とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第8条 契約書を作成する場合においては、落札者は、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第9条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、第11条第1項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(指名競争入札の入札保証金)

第10条 入札保証金の納付等については、入札執行者の定めるところによる。

(指名競争入札の入札)

第11条 入札参加者は、指名通知書、契約書案、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書等を提出することを原則とし、郵便をもって入札書等を提出することはできない。

3 入札参加者は、入札執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは

数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第12条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより入札執行者に申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札執行者に入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提示する。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札参加者が不穏の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1者の場合は入札の執行を取りやめる。

(くじによる落札者の決定)

第14条 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

附則

1 この心得は、平成22年10月26日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

2 この心得は、平成23年11月1日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

(別紙1)

入札書

※1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

委託業務名

委託業務番号

委託業務箇所

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所
商号又は名称
代表者名

印

(あて先) 福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄をつくらぬこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(別紙2)

入 札 辞 退 届

年 月 日

(入札執行者)

様

住 所
商号又は名称
代表者名

印

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

1 委 託 業 務 名

2 委 託 業 務 番 号

3 入札実施予定日
年 月 日

4 辞 退 理 由

入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位を決定できない場合は、「くじ」により順位等を決定する。

1. 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2. くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

株A (有資格者コード 100980021) …… くじ番号 0

株B (有資格者コード 100980142) …… くじ番号 1

株C (有資格者コード 100982293) …… くじ番号 2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

株A (くじの数 123) 合計 (123 + 072 + 452 = 647)

株B (くじの数 072)

株C (くじの数 452) 余り (647 ÷ 3 = 215…余り2)

- (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である株C

2順位は、2 + 1 = 3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の株A

3順位は、0 + 1 = 1と一致するくじ番号である株B

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、各工種毎に「数量×単価＝金額」で表示します。

建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。（見積内訳書記載例2参照）

- ② また、本工事費内訳書の範囲内で種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別ごとに「数量×単価＝金額」で表示してください。（見積内訳書記載例1参照）

※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」（土木部技術管理課），第4章－11参照
(<http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijyutu02/2-7/estimation/sekisan.pdf>)

- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

（例1）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）〇〇〇工	130m ² ×2	508円	= <u>325,000円</u> （計算が合わないため誤計算）
		↓	
（正）〇〇〇工	130m ² ×2	<u>2,500円</u>	=325,000円

※ 130×2,508=326,040円となるので、326,040円と記入するか、又は325,000円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を2,500円として記入する。

- ④ 一定金額以上の誤計算（「値引き」や「まるめ」なども含む）があった場合は、入札書が無効となりますので提出前に必ず検算を行ってください。
- ⑤ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となりますので、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることを確認してください。

(例2) 合計欄等でまるめ値引きは行わない。

(誤)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	2,345,600円	
	工事価格	12,345,600円	
	工事価格(まるめ)	<u>12,340,000円</u>	(引下げ項目が不明な値引き)
		↓	
(正)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	<u>2,340,000円</u>	
	工事価格	12,340,000円	

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額(単価)を引下げた後の金額で表示する。

⑥ **見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。)**

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

	数量	単価	金額
(誤)	〇〇〇工	1式	1,000,000円
	△△△工	1式	1,500,000円
	□□□工	1式	2,000,000円
		↓	
(正)	〇〇〇工		1,000,000円
	内訳	(100m × 2,500円 = 250,000円)	
		(100m × 7,500円 = 750,000円)	
	△△△工		1,500,000円
	内訳	(50m ² × 10,000円 = 500,000円)	
		(50m ² × 20,000円 = 1,000,000円)	
	□□□工		2,000,000円
	内訳	(200m ³ × 8,000円 = 1,600,000円)	
		(1式 400,000円)	
	内訳	(◇◇◇工 300m × 1,000円 = 300,000円)	
		(■■■工 500m × 200円 = 100,000円)	

⑦ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。

⑧ 工事施工に際して**必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合があります**ので、提出する前に十分チェックしてください。

見積内訳書(記載例1)

					工 事 名	〇〇〇工事
					工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
					商 号 又 は 名 称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)	
(例)本工事費						
道路改良工						
土工	10,000.0	m3	600	6,000,000	土木関係の工事で、金抜設計書における「本 工事内訳表」の範囲において種別レベル※まで の工事数量が全て確認できる場合、種別レベ ル※の事項についての記載(数量×単価)によ りものとします。(「数量×単価」で記載するこ と。) なお種別レベル※以下の細別等については、 低入札価格調査や談合情報があった場合に提 出を求めることがあるため、速やかに提出でき るよう準備願います。 ※「土木設計マニュアル[設計積算編]」(土木 部技術監理課) 第4章-11参照。 (http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijyutu02/2-7/estimation/sekisan.pdf)	
掘削工	8,000.0	m3	600	4,800,000		
床掘工	2,000.0	m2	1,500	3,000,000		
路床盛土工						
(中略)						
路盤工				1,680,000		
下層路盤工	1,200.0	m2	1,400	1,680,000		
排水工				4,340,800		
側溝工(XI-〇-〇-〇)	70.0	m	13,000	910,000		
側溝工(XI-〇-△-◇)	150.0	m	19,500	2,925,000		
1号暗渠工	1.0	式	121,800	121,800		
暗渠工	14.0	m	8,700	121,800		
2号暗渠工	1.0	式	384,000	384,000		
暗渠工	32.0	m	12,000	384,000		
(中略)						
直接工事費				10,000,000	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費 に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。	
共通仮設費	1.0	式		1,000,000		
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				11,000,000		
現場管理費	1.0	式		3,000,000		
工事原価(純工事費+現場管理費)				14,000,000		
一般管理費	1.0	式		2,000,000		
工事価格(工事原価+一般管理費)				16,000,000	工事価格は入札書の金額と一致させるこ と。	

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の仕事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

見積内訳書(記載例2)

					工 事 名	〇〇〇工事
					工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
					商 号 又 は 名 称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)	
(例)本工事費						
改築改修工事						
塗装改修工事	1.0	棟		2,161,000	金抜設計書における各工種の数量が確認できるレベルまで記載すること。(数量×単価)で記載できるレベルまで記載すること 仮設工1.0式や塗装工事1.0式では工法や数量が確認できないため、この内訳まで記載する必要がある。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。	
仮設工事	1.0	式		325,000		
ブラケット足場	250.0	m2	950	237,500		
養生シート張	250.0	延m2	350	87,500		
塗装工事	1.0	式		1,785,000		
さび落とし素地調整	850.0	m2	700	595,000		
錆止め塗り	850.0	m2	700	595,000		
△△塗装	850.0	m2	700	595,000		
左官工事	1.0	式		51,000		
左官工	68.0	m	750	51,000		
△棟補修工事	1.0	棟		587,840		
外壁改修工事				587,840		
仮設工	1.0	式		246,500		
枠組足場	170.0	架m2	1,450	246,500		
外壁補修	1.0	式		33,840		
施工数量調査	252.0	m2	120	30,240		
クラック補修工	2.0	m	1800	3,600		
左官工事				255,000		
左官工	170.0	m2	1500	255,000		
塗装工				52,500		
△△△塗装工	50.0	m	1050	52,500		
直接工事費				2,748,840	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。	
共通仮設費	1.0	式		99,813		
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,848,653		
現場管理費	1.0	式		430,849		
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,279,502		
一般管理費	1.0	式		33,048	工事価格は入札書の金額と一致させること。	
工事価格(工事原価+一般管理費)				3,312,550		

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

見積内訳書(記載例3)

				工 事 名	○○○工事
				工 事 番 号	第○○-○○○-○○○○号
				商 号 又 は 名 称	○○建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
案内標識設置工事				2,221,040	
1工区(○○町大字○○地内)	1.0	基	1,070,780	1,070,780	案内標識を2.0基設置する工事であるが、工事数量が箇所によって異なっているため、切抜設計書を参考に工事内訳数量まで記載すること。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
土工				12,220	
床掘工	5.0	m3	1,350	6,750	
埋戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	930	3,720	
基礎工				58,560	
コンクリート人力打設	1.76	m2	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	4,500	21,600	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=○○、H=○○)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	
2工区	1.0	基	1,150,260	1,150,260	
土工				12,500	
床掘工	5.0	m3	1,350	6,750	
埋戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	1,000	4,000	
基礎工				137,760	
コンクリート人力打設	1.76	m2	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	21,000	100,800	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=○○、H=○○)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	
舗装版復旧工	1.0	式	21,940	21,940	切抜設計書で2箇所分の数量をまとめて計上している場合には、2箇所分をまとめて計上してもよい。 ただし、1.0式計上ではなく、工事内訳数量まで記載すること。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
路盤工	4.0	m2	535	2,140	
舗装工(細粒度As)	12.0	m2	1,650	19,800	
雑工				12,100	
取壊し工	1.0	式	12,100	12,100	
舗装版切断	9.5	m	410	3,895	
舗装版積込み	7.5	m3	920	6,900	
機械積込ダンプトラック運搬	0.3	m2	2,950	885	
アスファルト中間処理	0.7	t	600	420	
直接工事費				2,255,080	
共通仮設費	1.0	式		405,914	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,660,994	
現場管理費	1.0	式		1,064,400	
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,725,394	
一般管理費	1.0	式		558,800	
工事価格(工事原価+一般管理費)				4,284,194	工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。